

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	2-4
許認可等の種類	再生利用業者の変更の指定(再生活用業)			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項ただし書、同法施行規則第10条の3第2号及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第21条第1項			
許認可等の概要	再生利用されることが確実であると知事が認める産業廃棄物のみの処分を業として行う場合における事業範囲の変更の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年条例第16号)第21条第3項で準用する同第20条第2項第1号に規定する再生利用業(再生活用業)の申請者の能力の基準について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則(平成20年規則第44号。以下「規則」という。)第15条第2項各号で定めるもののほか、以下のとおり定める。</p> <p>1 規則第15条第2項第3号に定める「産業廃棄物の再生を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。」とは、次に掲げる者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」(新規又は更新)の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程を修了した者であることとする。</p> <p>ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条の10に規定する使用人</p> <p>イ 申請者が個人である場合には、当該者又は令第6条の10に規定する使用人</p> <p>2 1に規定する講習会は、直前の指定申請前に修了したもの、又は直前の指定申請後に修了したものを有効とする。</p>			
基準の制定根拠	H27.3.18 伺定(R6.3.25一部改定)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	56日			
期間の制定根拠	H22.3.8伺定			